

富良野市耐震改修促進計画

～既存建築物の耐震化に向けて～

令和4年3月

富良野市

目 次

第1章 計画の目的等

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2

第2章 富良野市の概況

1. 位置	3
2. 地勢	3
3. 気象	3
4. 人口と世帯数	4

第3章 富良野市で想定される地震による被害状況

1. 富良野市の地震に関する特性	5
2. 富良野市における地震の想定	6
3. 地震の揺れと建築物・人的被害の想定	14

第4章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

1. 住宅の耐震化の現状	20
2. 住宅の耐震化の目標と実施棟数の考え方	23
3. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	24
4. 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標と実施棟数の考え方 ...	27
5. 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化	28
6. 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進	28
7. 公共建築物の耐震化	29

第5章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

1. 耐震化促進に向けた各主体の役割	31
2. 耐震化促進に向けた施策の基本的方向	31

第6章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

1. 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及	32
2. 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援や環境整備	34
3. 地震時の総合的な安全対策の推進	36
4. 耐震化促進を優先する建築物	36
5. 公共建築物の耐震診断実施状況、実施結果の公表	36

第7章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について

- 1. 耐震改修促進法に基づく指導等 37
- 2. 建築基準法に基づく勧告等又は命令 37
- 3. 北海道との連携 38

第8章 計画の推進に関する事項

- 1. 北海道及び関係団体との連携について 39
- 2. 本市の計画推進体制について 39

第1章 計画の目的等

1. 背景と目的

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

その後、平成18年に耐震改修促進法を改正し、国の基本方針に基づき、都道府県が当該区域内の建築物の耐震化の促進を図るための計画を定めることが義務付けられ、北海道においては、同年12月に計画期間を10箇年とする「北海道耐震改修促進計画」（以下「道計画」という。）を策定され、平成28年5月と、さらに5年後の令和3年4月に計画が見直されてきました。また、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震化の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされており、富良野市（以下「本市」という。）においても、平成21年3月に計画期間を7箇年とする「富良野市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、平成29年3月に計画を見直してきました。

近年においては、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しており、北海道においても、平成30年9月に発生した胆振東部地震では、最大震度7を観測するなど、これまで経験したことがない災害に見舞われ、今後も高い確率で発生が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、北海道及び関係団体と連携し、引き続き地震による被害の軽減を図り、市民の方々の安全で安心な生活を確保するため、市内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、本計画を見直すものです。なお、今後、国や北海道などから、新たな知見や対策内容などが示された場合には、これらに基づき、適宜、本計画の内容を見直していくこととします。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。



《ターゲット(抜粋)》
災害からの脆弱性を軽減する。



《ターゲット(抜粋)》
災害による被災者数等を大幅に削減する。



《ターゲット(抜粋)》
自然災害に対する強靱性等を強化する。

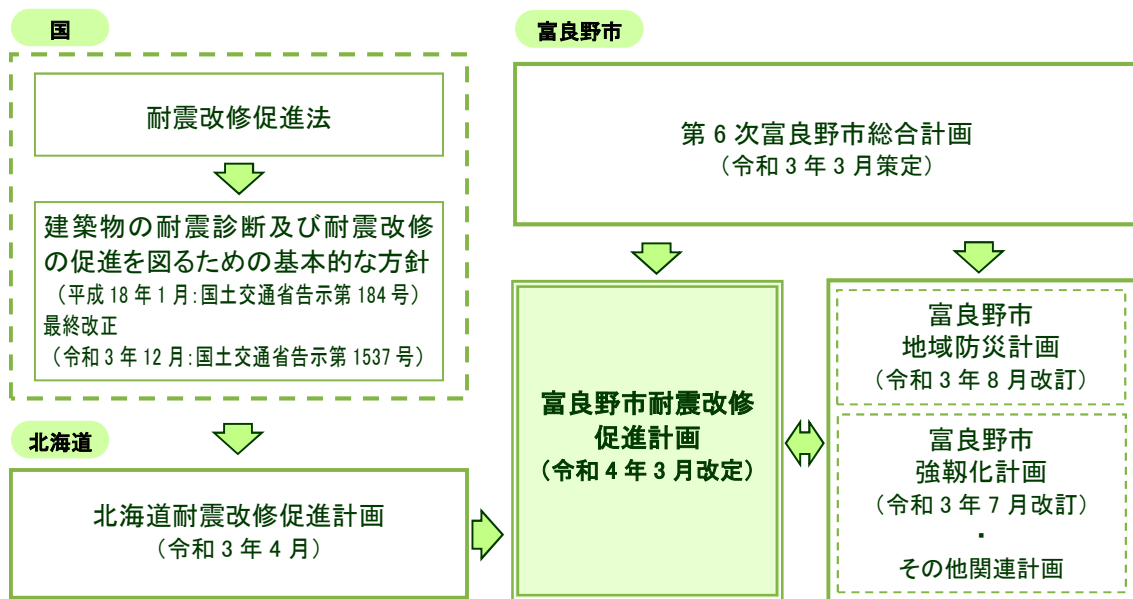
※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法のほか、国の定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び道計画を踏まえるとともに、本市の上位計画である「第6次富良野市総合計画」や「富良野市地域防災計画」との整合を図り、「富良野市強靱化計画」及びその他関連計画などと連携・協調して計画を推進します。

図1 本計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会情勢が大きく変化するなど、本計画の見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行うこととします。

第2章 富良野市の概況

1. 位置

本市は、上川総合振興局管内の南部に位置し、北緯43度9分24秒～43度24分5秒、東経142度16分17秒～142度40分40秒、東西約32.8 km、南北約27.3 kmで北海道のほぼ中心に位置する富良野盆地の中心都市であり、東南は南富良野町、西は夕張山地を挟んで芦別市、北は中富良野町、上富良野町と接しています。

図2 富良野市の位置



2. 地勢

本市の総面積は600.71km²で、東方に十勝岳連峰の富良野岳（1,912m）、西方に夕張山地の芦別岳（1,726m）がそびえ、南方には東大演習林（227.16km²）があり、市域の約7割を山林が占める自然環境にあります。この2つの山並みに囲まれて南北に伸びたほぼ長円形の盆地が形成され、その中央部を十勝岳の南東部に源を発する石狩川水系支流の空知川が、南から北西方向に貫流しています。

3. 気象

気候は、北海道の内陸部で大雪山系と夕張山系に囲まれた地形のため、典型的な大陸性気候です。気温の日較差や年較差が大きく、夏季には集中豪雨の傾向もみられます。降雪期間は11月中旬から4月上旬までで、積雪深は1m内外ですが、山間部では2～3mに達します。令和2年（2020年）の年平均気温は7.3℃で、夏期の最高気温34.8℃、冬期の最低気温－31.9℃、年間日照時間1,538.0時間、年間降水量760.0mmとなっています。

4. 人口と世帯数

人口は、昭和40年（1965年）頃をピークに減少傾向にあり、令和2年（2020年）には21,131人となっています。また、世帯数は平成22年（2010年）まで10,074世帯と増加傾向にありましたが、令和2年（2020年）には減少し9,538世帯となっています。

将来人口の推計をみると、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、富良野市の人口は、令和12年（2030年）に18,681人、令和27年（2045年）に14,082人の減少傾向となっています。

図3 人口・世帯数の推移

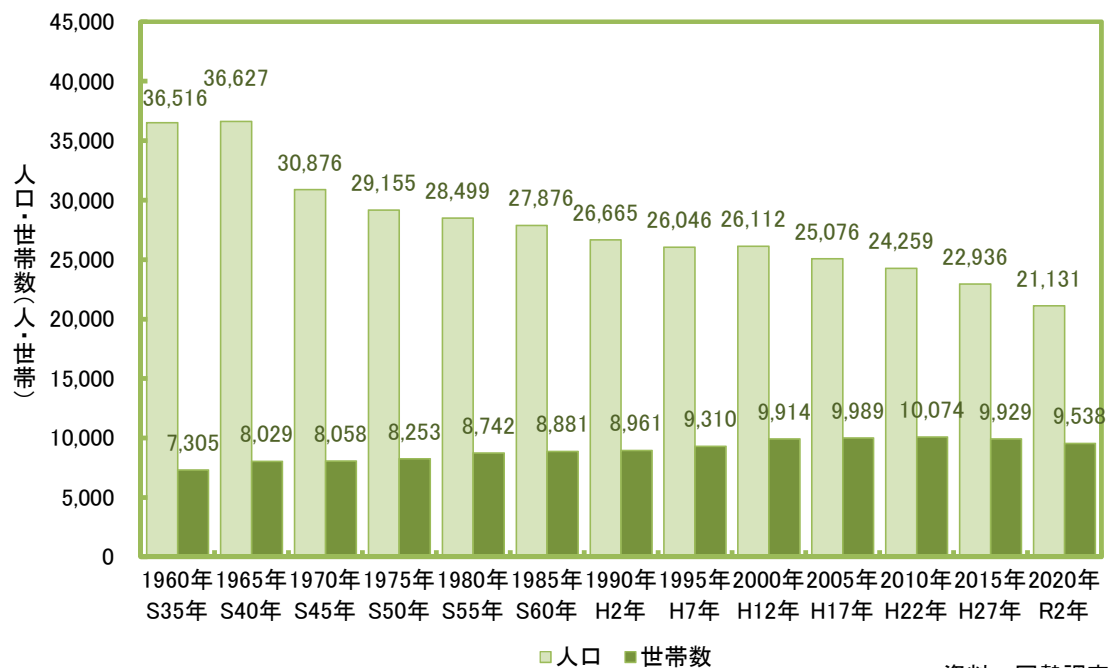
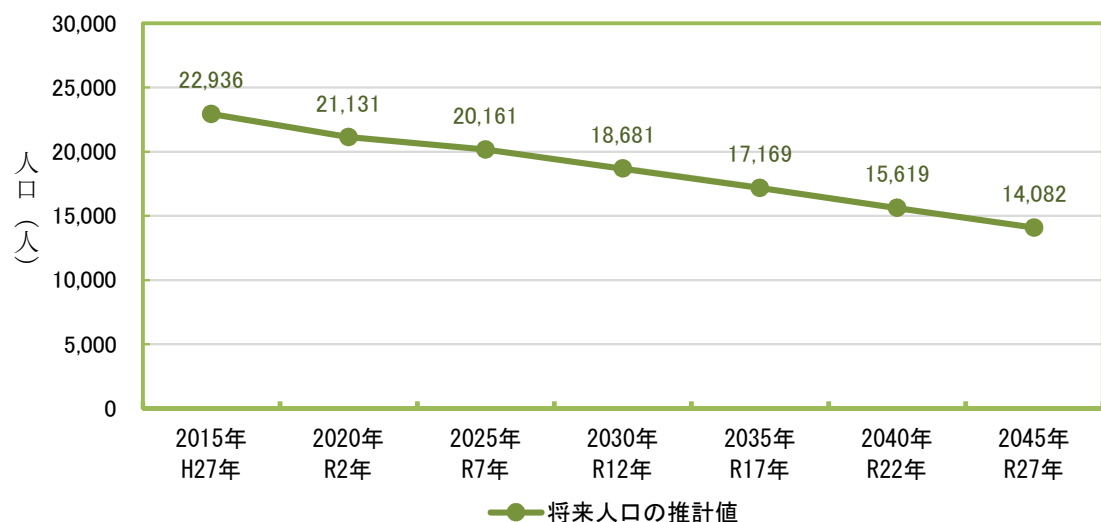


図4 将来人口の推計



第3章 富良野市で想定される地震による被害状況

1. 富良野市の地震に関する特性

本市付近には、夕張山地に沿って活断層の密集する富良野断層帯が存在します。

海岸線から距離のある本市では、プレート型地震での被害は少ないものの、浅い地中を震源とする活断層型地震が発生した場合の被害は甚大なものが予想されます。

なお、富良野断層帯では歴史上被害を生じた地震の記録はありませんが、これは明治以降の地震資料の蓄積が発生周期の長さに満たないためであり、次の地震がいつなのかは予測がつかない状況にあります。

表1 平成元年(1989年)以降に発生した道内の主な被害地震

地域	発生日月日 地震災害名	規模 (M)	最大 震度	北海道内の被害状況
太平洋側	平成5年(1993年)1月15日 「平成5年(1993年)釧路沖地震」	7.5	6	釧路地方に被害 死者2、負傷者966、 住家全壊53、半壊254
	平成6年(1994年)10月4日 「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」	8.2	6	釧路、根室地方に被害 負傷者436、住家全壊61、半壊348
	平成15年(2003年)9月26日 「平成15年(2003年)十勝沖地震」	8.0	6弱	太平洋沿岸一帯に被害 不明者2、負傷者847、 住家全壊116、半壊368
	平成16年(2004年)11月29日 (釧路沖の地震)	7.1	5強	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者52、住家全壊1、一部破損4
	平成16年(2004年)12月6日 (釧路沖の地震)	6.9	5強	釧路、根室地方に被害 負傷者12
	平成17年(2005年)1月18日 (釧路沖の地震)	6.4	5強	負傷者1
	平成23年(2011年)3月11日 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」	9.0	4	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者1、負傷者3、 住家半壊4、一部損壊7
	平成28年(2016年)6月16日 (内浦湾の地震)	5.3	6弱	負傷者1 住家一部損壊3
日本海側	平成5年(1993年)7月12日 「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	7.8	6	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、行方不明28、負傷者323、 住家全壊601、半壊408
内陸	平成7年(1995年)5月23日 (空知地方中部の地震)	5.9	5	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4、住家一部損壊59
	平成16年(2004年)12月14日 (留萌地方南部の地震)	6.1	5強	留萌地方を中心に被害 負傷者8、住家一部損壊165
	平成30年(2018年)9月6日 「平成30年北海道胆振東部地震」	6.7	7	石狩、胆振地方を中心に被害 死者44、負傷者785、 住家全壊491、半壊1,816 一部損壊47,105 (R2.9.1現在)

注)「規模(M)」欄の数値は、マグニチュードを表す。地震災害名の「」は気象庁により命名された地震を表す。

出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）

2. 富良野市における地震の想定

(1) 北海道における想定地震

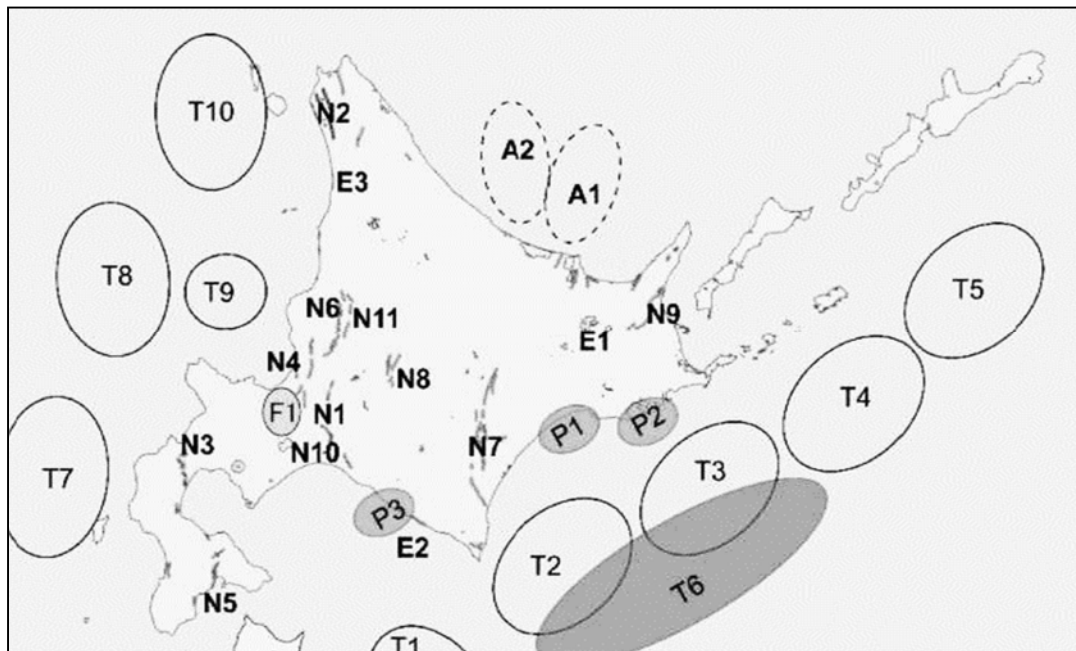
道計画では、「北海道地域防災計画（令和元年（2019年）5月）」に基づき、図5及び表2に示す30の地震が想定されています。

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の大きく2つに分けることができます。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなります。内陸型地震として想定されているものは、主に内陸部に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸型地震などです。

計画ではこれらの想定に加え、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震が整理されました。

また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、表3に示す24地震54断層モデルが選定されています。

図5 想定される地震の位置



出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年（2021年）4月）

表2 想定される地震の概要

海溝型地震			内陸型地震					
千島海溝／日本海溝	T1	三陸沖北部	活断層帯	N1	石狩低地東縁主部	活断層帯	N9	標津
	T2	十勝沖			主部北側		N10	石狩低地東縁南部
	T3	根室沖			主部南側		N11	沼田－砂川付近
	T4	色丹島沖		N2	サロベツ	伏在断層	F1	札幌市直下
	T5	択捉島沖		N3	黒松内低地			
	T6	500年間隔地震		N4	当別			
日本海東縁部	T7	北海道南西沖		N5	函館平野西縁	既往の内陸地震	E1	弟子屈地域
	T8	積丹半島沖		N6	増毛山地東縁		E2	浦河周辺
	T9	留萌沖		N7	十勝平野		E3	道北地域
	T10	北海道北西沖			主部			
プレート内	P1	釧路直下			光地縁	オホーツク海	A1	網走沖
	P2	厚岸直下		N8	富良野			
	P3	日高中部			西部		A2	紋別沖
					東部			

出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年（2021年）4月）

表3 北海道の被害想定の詳細計算のための対象地震（24地震54断層モデル）

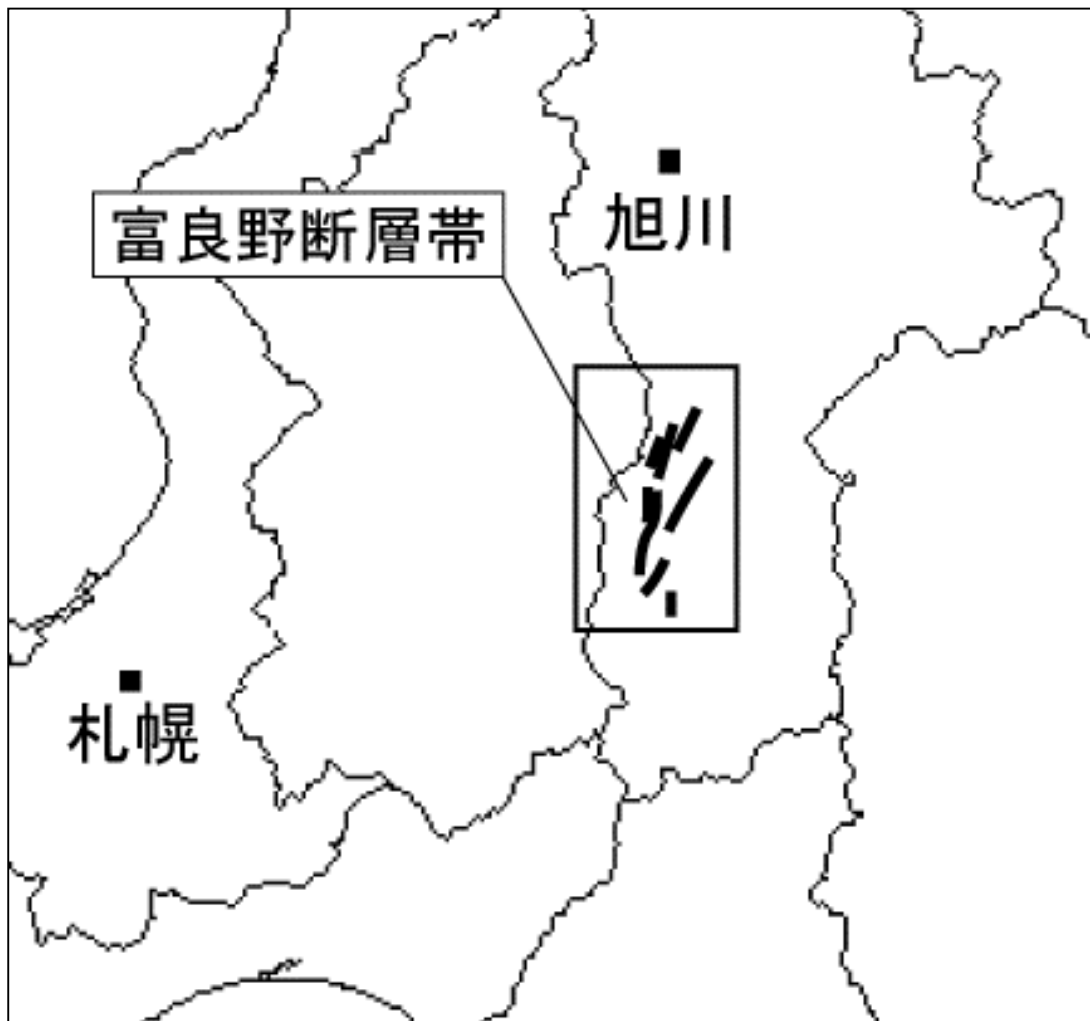
対象地震		対象地震	
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5	十勝平野断層帯主部	30_3、45_2、45_5
富良野断層帯西部	30_2、30_5、45_3	増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
沼田－砂川付近の断層帯	30_3、30_4、45_1、45_2、45_3、45_4	当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ 7km）	30_1、30_5、45_1	石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ 3km）	30_2、45_2、45_3、45_5
石狩低地東縁断層帯主部（南）（深さ 3km）	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部（深さ 7km）	30_5
石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3km）	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	30_5、45_3、45_4
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯（断層延長）	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	—	月寒背斜に関連する断層	—
野幌丘陵断層帯	45_1	根室沖・釧路沖	—
十勝沖の地震	—	三陸沖北部	—
北海道北西沖	No. 2、No. 5	北海道南西沖	No. 2
北海道留萌沖（走向 N193E）	No. 1	北海道留萌沖（走向 N225E）	No. 2

出典：平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年（2018 年）2 月）

（２）富良野断層帯の評価

富良野断層帯は、富良野盆地の東部及び西部山麓に分布する活断層からなります。それぞれ東及び西傾斜の逆断層であり、マグニチュード7.2程度の地震の発生が想定されています。30年以内の地震発生確率は最大0.03%です。

図6 富良野断層帯の概略位置図



出典：富良野市地域防災計画資料編（令和3年（2021年）8月）

図7 富良野断層帯の主な調査地点



出典：富良野市地域防災計画資料編（令和3年（2021年）8月）

（３）想定地震における富良野市の震度

北海道により選定された 24 地震 54 断層モデルの想定地震における富良野市の最大震度、平均震度は表 4 のとおりです。

これは 250m メッシュ単位で算定された震度を最大値、平均値で示したものです。

富良野断層帯西部の断層モデル 45_3 の地震が最大となり、震度階級は 7 となります。

その断層モデルにおける富良野市内の震度分布（250m メッシュ）を図 8、同じく市街地の拡大を図 9 に示します。

なお、計測震度と気象庁震度階級との関係は表 5 のとおりです。

表 4 想定地震における富良野市での震度（24地震54断層モデル）

地震名	断層モデル	最大震度		平均震度	
		計測震度	震度階級	計測震度	震度階級
1. 標津断層帯	30_1	—	—	—	—
	45_5	—	—	—	—
2. 十勝平野断層帯主部	30_3	5.52	6 弱	4.69	5 弱
	45_2	5.17	5 強	4.45	4
	45_5	5.52	6 弱	4.58	5 弱
3. 富良野断層帯西部	30_2	6.63	7	5.31	5 強
	30_5	6.37	6 強	5.37	5 強
	45_3	6.81	7	5.47	5 強
4. 増毛山地東縁断層帯	30_2	5.30	5 強	4.39	4
	45_1	5.68	6 弱	4.86	5 弱
	45_2	5.33	5 強	4.42	4
	45_3	5.65	6 弱	4.85	5 弱
	45_4	5.49	5 強	4.63	5 弱
	45_5	5.56	6 弱	4.76	5 弱
5. 沼田－砂川付近の断層帯	30_3	5.68	6 弱	4.74	5 弱
	30_4	5.81	6 弱	4.91	5 弱
	45_1	5.71	6 弱	4.80	5 弱
	45_2	5.81	6 弱	4.91	5 弱
	45_3	5.66	6 弱	4.72	5 弱
	45_4	5.77	6 弱	4.87	5 弱
6. 当別断層帯	30_2	4.73	5 弱	3.89	4
	30_5	4.73	5 弱	3.87	4

地震名	断層モデル	最大震度		平均震度	
		計測震度	震度階級	計測震度	震度階級
7. 石狩低地東縁断層帯主部 (北)(深さ 7km)	30_1	5.95	6 弱	5.22	5 強
	30_5	6.05	6 強	5.32	5 強
	45_1	5.86	6 弱	5.13	5 強
8. 石狩低地東縁断層帯主部 (北)(深さ 3km)	30_2	5.40	5 強	4.63	5 弱
	45_2	5.38	5 強	4.61	5 弱
	45_3	5.87	6 弱	5.11	5 強
	45_5	5.93	6 弱	5.18	5 強
9. 石狩低地東縁断層帯主部 (南)(深さ 3km)	45_2	5.12	5 強	4.38	4
	45_5	5.23	5 強	4.48	4
10. 石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 7km)	30_5	5.70	6 弱	4.99	5 弱
11. 石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 3km)	30_2	4.98	5 弱	4.20	4
	30_3	5.56	6 弱	4.84	5 弱
	30_5	5.64	6 弱	4.90	5 弱
12. 黒松内低地断層帯	30_5	3.30	3	0.01	—
	45_3	3.31	3	0.01	—
	45_4	3.41	3	0.01	—
13. 函館平野西縁断層帯	45_2	—	—	—	—
	45_3	—	—	—	—
14. サロベツ断層帯(断層延長)	30_2	4.82	5 弱	3.94	4
	30_3	4.46	4	3.57	4
	30_5	4.36	4	3.48	3
15. 西札幌背斜に関連する断層	—	4.41	4	3.58	4
16. 月寒背斜に関連する断層	—	5.13	5 強	4.34	4
17. 野幌丘陵断層帯	45_1	5.42	5 強	4.65	5 弱
18. 根室沖・釧路沖	—	—	—	—	—
19. 十勝沖の地震	—	5.68	6 弱	4.94	5 弱
20. 三陸沖北部	—	5.24	5 強	4.47	4
21. 北海道北西沖	No. 2	5.13	5 強	4.29	4
	No. 5	5.56	6 弱	3.94	4
22. 北海道南西沖	No. 2	4.97	5 弱	4.17	4
23. 北海道留萌沖(走向 N193E)	No. 1	5.34	5 強	4.52	5 弱
24. 北海道留萌沖(走向 N225E)	No. 2	5.56	6 弱	4.73	5 弱

※断層モデルの 30、45 の数値は傾斜角 (°) を示す。

表 5 氣象庁震度階級表

計測震度	気象庁震度階級	計測震度	気象庁震度階級
0.5 未満	0	4.5 以上 5.0 未満	5 弱
0.5 以上 1.5 未満	1	5.0 以上 5.5 未満	5 強
1.5 以上 2.5 未満	2	5.5 以上 6.0 未満	6 弱
2.5 以上 3.5 未満	3	6.0 以上 6.5 未満	6 強
3.5 以上 4.5 未満	4	6.5 以上	7

図8 富良野断層帯西部(45_3)における震度分布(250mメッシュ)

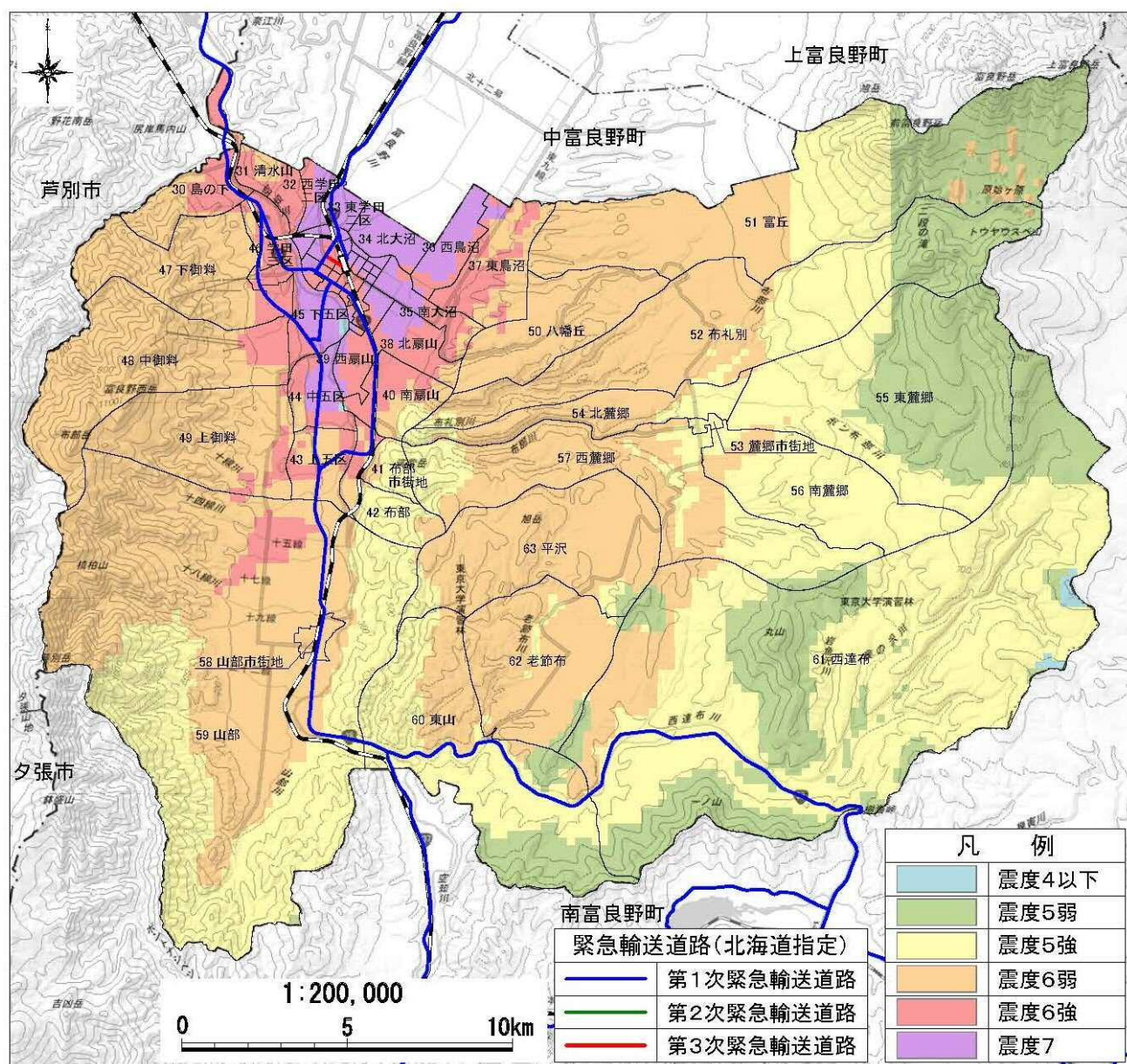
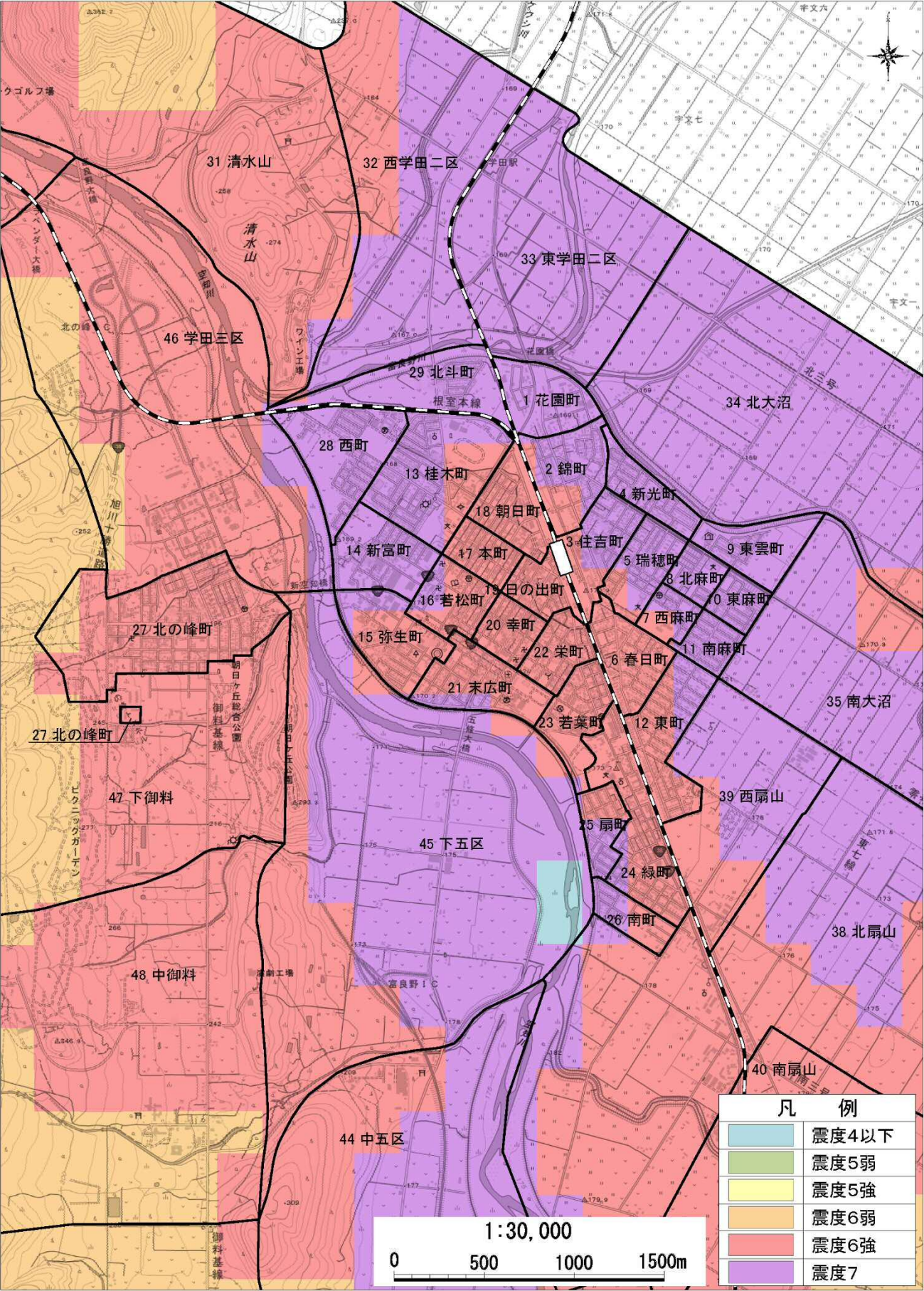


図9 富良野断層帯西部(45_3)における震度分布(250mメッシュ)(市街地)



3. 地震の揺れと建築物・人的被害の想定

(1) 最大となる想定地震の地区別平均震度

想定地震のうち最大となる富良野断層帯西部の断層モデル 45_3 から、地区ごとに 250m メッシュを抽出・分割し、面積を重み付けに平均を計算した地区別の平均震度（代表震度）を表 6 に示します。

表 6 富良野断層帯西部（45_3）における地区別平均震度

地 区 名		地区別平均震度		地 区 名		地区別平均震度	
		計測震度	震度階級			計測震度	震度階級
1	花園町	6.72	7	34	北大沼	6.64	7
2	錦町	6.63	7	35	南大沼	6.32	6 強
3	住吉町	6.60	7	36	西鳥沼	6.51	7
4	新光町	6.65	7	37	東鳥沼	6.09	6 強
5	瑞穂町	6.60	7	38	北扇山	6.28	6 強
6	春日町	6.41	6 強	39	西扇山	6.32	6 強
7	西麻町	6.56	7	40	南扇山	5.94	6 弱
8	北麻町	6.62	7	41	布部市街地	5.48	5 強
9	東雲町	6.58	7	42	布部	5.64	6 弱
10	東麻町	6.57	7	43	上五区	5.99	6 弱
11	南麻町	6.63	7	44	中五区	6.34	6 強
12	東町	6.46	6 強	45	下五区	6.52	7
13	桂木町	6.64	7	46	学田三区	6.30	6 強
14	新富町	6.54	7	47	下御料	5.90	6 弱
15	弥生町	6.50	7	48	中御料	5.72	6 弱
16	若松町	6.48	6 強	49	上御料	5.74	6 弱
17	本町	6.47	6 強	50	八幡丘	5.91	6 弱
18	朝日町	6.49	6 強	51	富丘	5.29	5 強
19	日の出町	6.46	6 強	52	布礼別	5.40	5 強
20	幸町	6.46	6 強	53	麓郷市街地	5.40	5 強
21	末広町	6.49	6 強	54	北麓郷	5.62	6 弱
22	栄町	6.47	6 強	55	東麓郷	5.03	5 強
23	若葉町	6.42	6 強	56	南麓郷	5.38	5 強
24	緑町	6.40	6 強	57	西麓郷	5.51	6 弱
25	扇町	6.54	7	58	山部市街地	5.84	6 弱
26	南町	6.47	6 強	59	山部	5.54	6 弱
27	北の峰町	6.29	6 強	60	東山	5.25	5 強
28	西町	6.77	7	61	西達布	5.09	5 強
29	北斗町	6.74	7	62	老節布	5.64	6 弱
30	島の下	6.04	6 強	63	平沢	5.67	6 弱
31	清水山	6.19	6 強				
32	西学田二区	6.63	7				
33	東学田二区	6.59	7				

(2) 建築物・人的被害の想定

想定地震のうち最大となる富良野断層帯西部の断層モデル45_3の地区別平均震度をもとに計算した地区別建物全壊率を表7に示します。

表7 想定地震による地区別建物全壊率

地 区 名		地区別建物全壊率		地 区 名		地区別建物全壊率	
		冬	夏			冬	夏
1	花園町	17.90%	10.40%	34	北大沼	25.47%	11.48%
2	錦町	12.85%	4.81%	35	南大沼	8.91%	2.91%
3	住吉町	12.91%	4.61%	36	西鳥沼	22.20%	9.40%
4	新光町	11.36%	5.22%	37	東鳥沼	1.41%	0.61%
5	瑞穂町	14.13%	4.91%	38	北扇山	5.17%	1.93%
6	春日町	7.69%	2.11%	39	西扇山	7.30%	3.22%
7	西麻町	11.10%	3.58%	40	南扇山	0.88%	0.47%
8	北麻町	23.87%	14.20%	41	布部市街地	0.00%	0.00%
9	東雲町	3.67%	1.38%	42	布部	0.10%	0.03%
10	東麻町	14.88%	8.49%	43	上五区	1.01%	0.56%
11	南麻町	21.53%	11.19%	44	中五区	7.08%	3.97%
12	東町	7.58%	2.77%	45	下五区	20.83%	9.54%
13	桂木町	12.54%	4.56%	46	学田三区	5.78%	3.21%
14	新富町	5.68%	2.83%	47	下御料	0.32%	0.18%
15	弥生町	7.00%	2.98%	48	中御料	0.12%	0.05%
16	若松町	8.36%	3.09%	49	上御料	0.21%	0.07%
17	本町	9.08%	3.32%	50	八幡丘	0.69%	0.47%
18	朝日町	8.42%	2.59%	51	富丘	0.00%	0.00%
19	日の出町	11.31%	4.30%	52	布礼別	0.00%	0.00%
20	幸町	7.83%	3.12%	53	麓郷市街地	0.00%	0.00%
21	末広町	7.72%	2.87%	54	北麓郷	0.14%	0.10%
22	栄町	8.79%	3.06%	55	東麓郷	0.00%	0.00%
23	若葉町	9.12%	3.85%	56	南麓郷	0.00%	0.00%
24	緑町	8.64%	2.81%	57	西麓郷	0.04%	0.04%
25	扇町	15.97%	5.56%	58	山部市街地	0.41%	0.17%
26	南町	1.88%	0.64%	59	山部	0.03%	0.03%
27	北の峰町	2.06%	0.95%	60	東山	0.00%	0.00%
28	西町	17.53%	6.98%	61	西達布	0.00%	0.00%
29	北斗町	11.95%	4.17%	62	老節布	0.14%	0.07%
30	島の下	0.93%	0.47%	63	平沢	0.13%	0.07%
31	清水山	0.90%	0.68%				
32	西学田二区	23.34%	12.08%				
33	東学田二区	20.36%	9.97%				

この建物全壊率から建築物の被害を算定した場合、市全体で建築物の全壊棟数は冬で約 869 棟、夏で約 354 棟となり、半壊棟数は冬で約 1,343 棟、夏で約 777 棟となります。

人的被害においては、想定地震の発生時刻により被害予測が異なり、冬の早朝、夏の昼間、冬の夕方の死者数は、それぞれ約 22 人、約 2 人、約 12 人、また負傷者数は、それぞれ約 325 人、約 129 人、約 236 人と想定されます。

図 10 建物の被害想定による全壊率（冬）

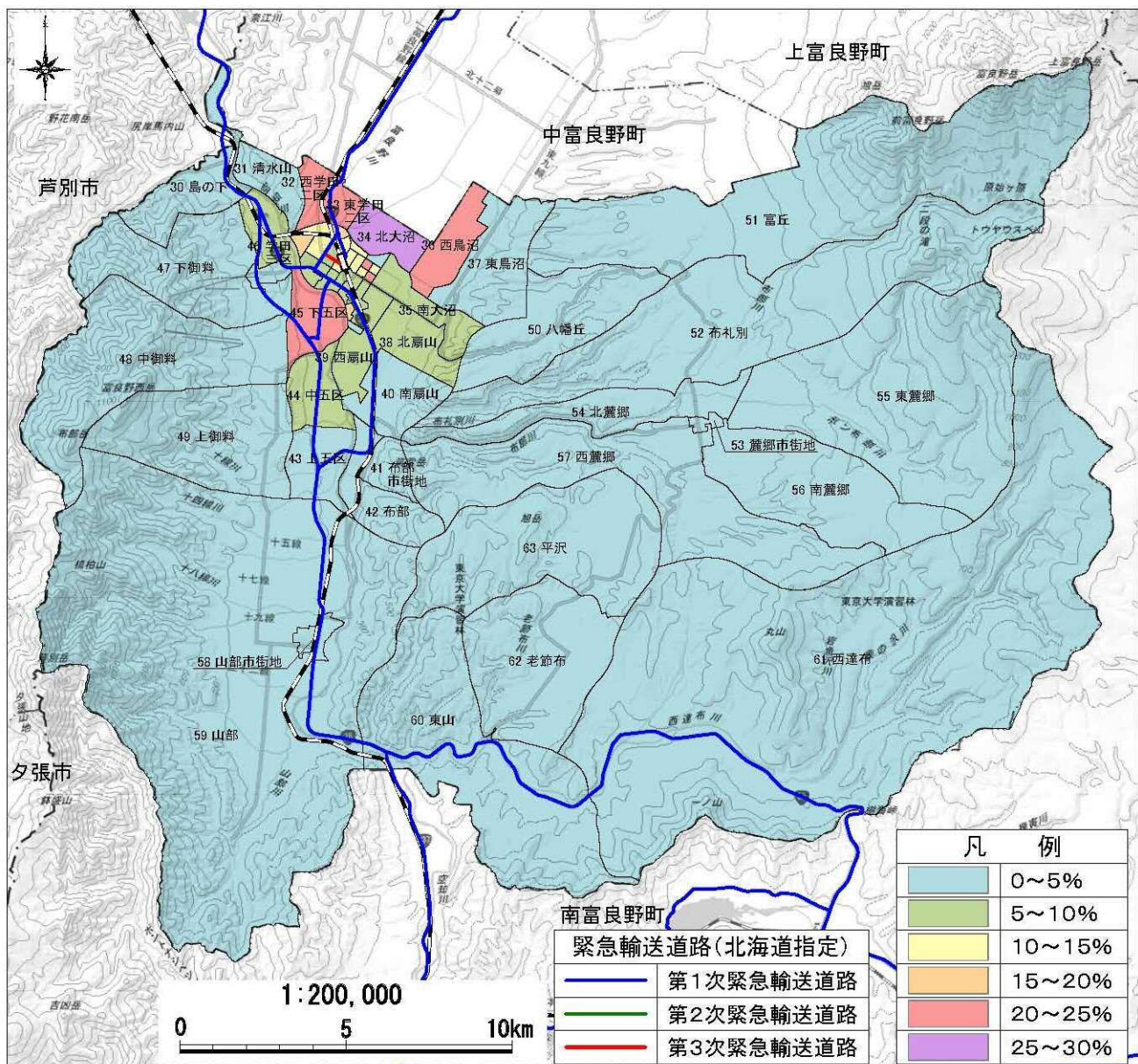


図 11 建物の被害想定による全壊率（冬）（市街地）

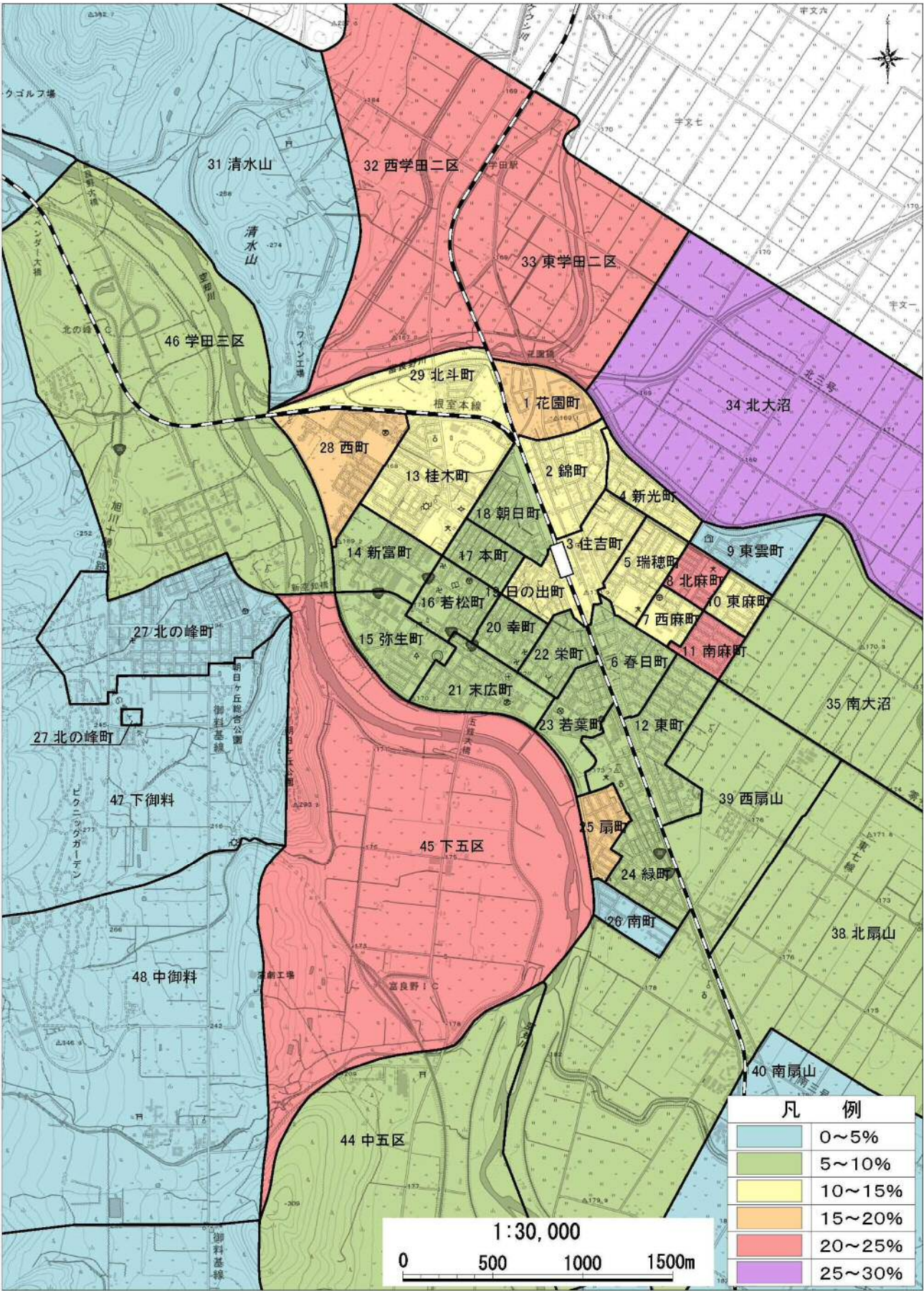


図 12 建物の被害想定による全壊率（夏）

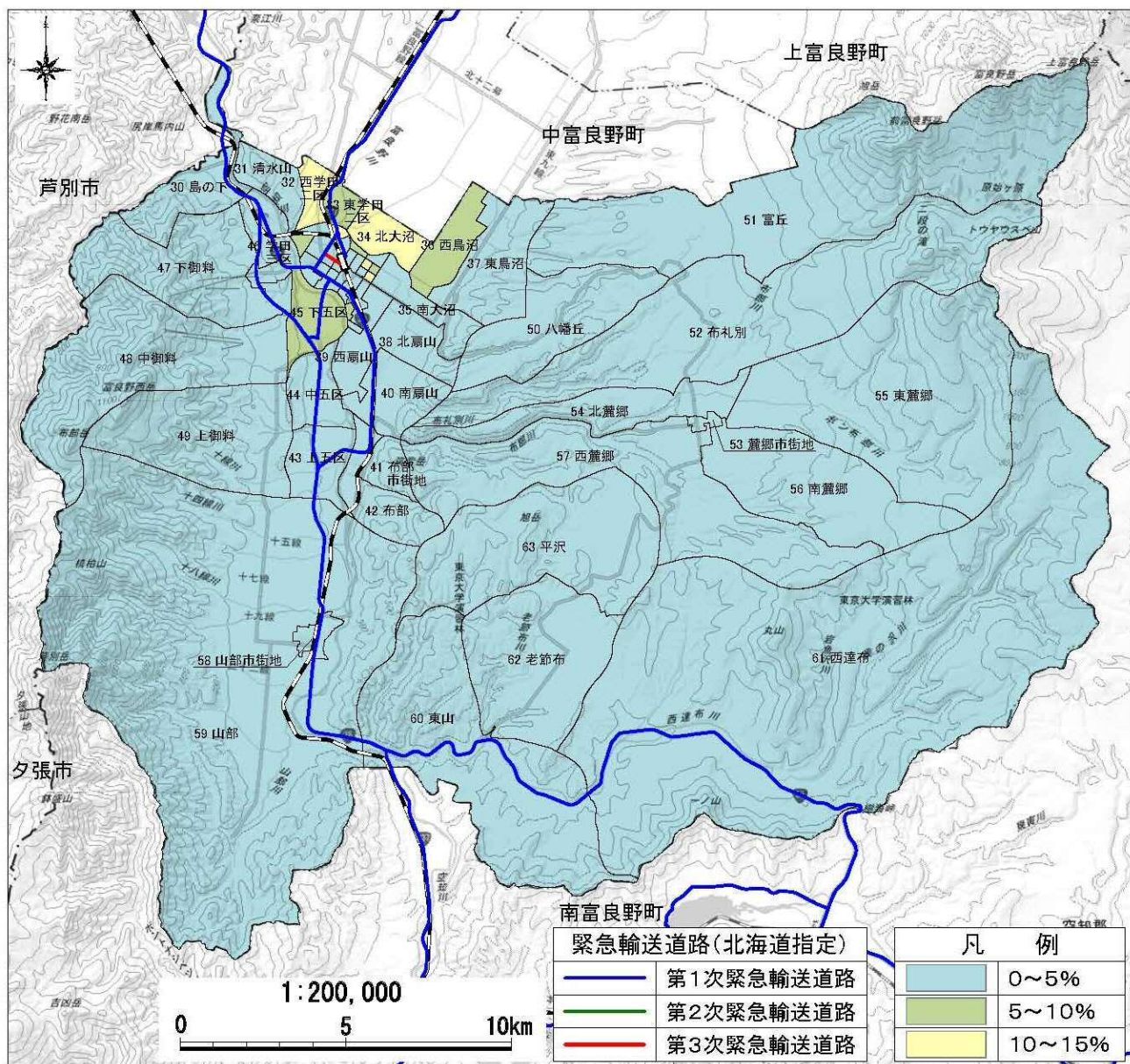
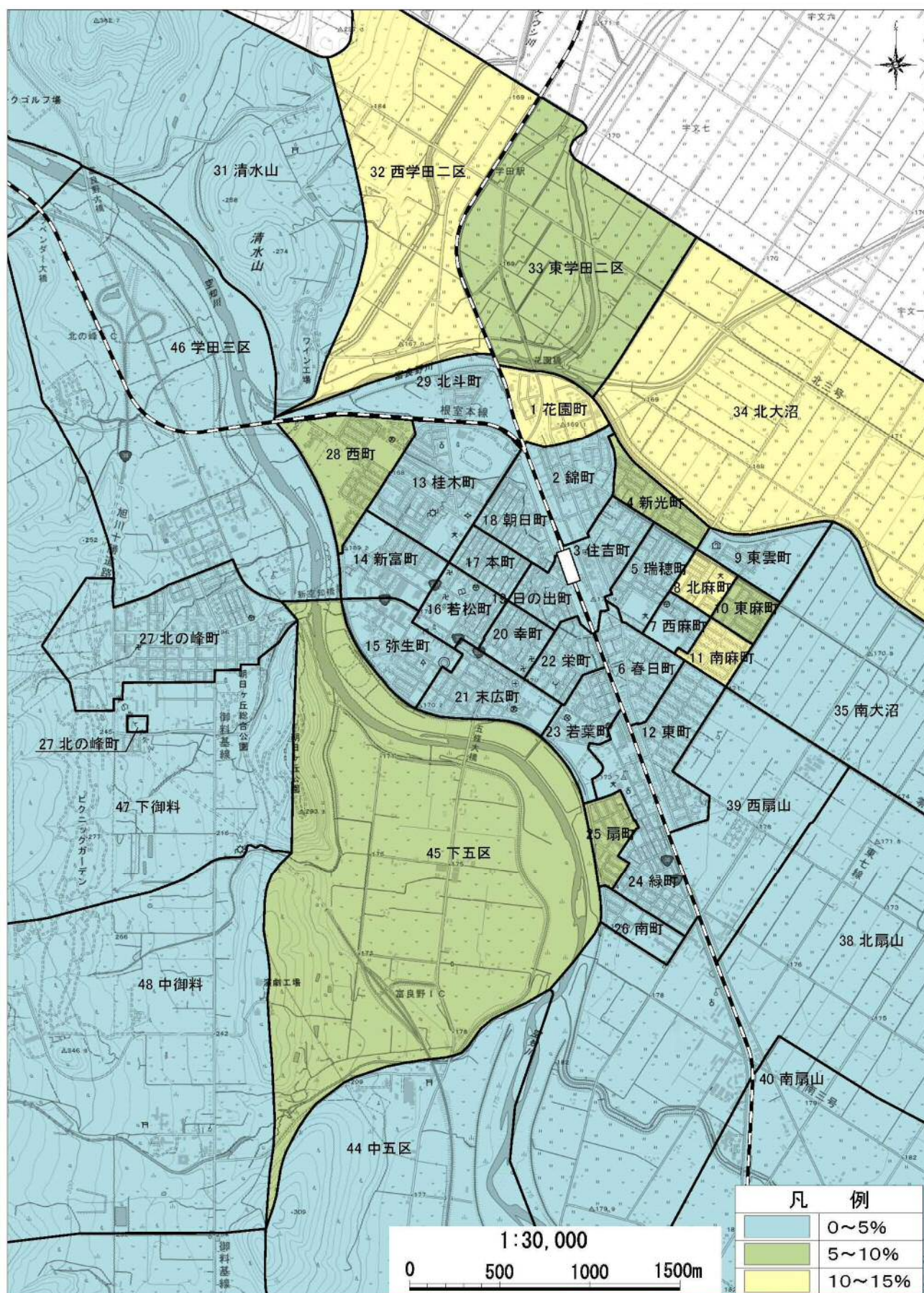


図 13 建物の被害想定による全壊率（夏）（市街地）



第4章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

1. 住宅の耐震化の現状

平成20年度に本計画を策定した時点における住宅の耐震化率については70.6%でした。

その後、平成28年度に計画を見直し、令和2年度までに耐震化率を95%にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできました。

令和2年度時点での市内の住宅は8,331棟あり、昭和56年以前に建設された住宅は3,463棟、昭和57年以降に建設された住宅は4,868棟となっています。

昭和56年以前に建設された住宅のうち、耐震改修等を行った住宅を含めた1,410棟が耐震性のある住宅と推計され、昭和57年以降建設された4,868棟と合わせて6,278棟（耐震化率にして75.4%）が、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有していると推計されます。

表8 住宅の耐震化の現状推計

(棟)

区分	総数	S57年 以降の 建築	S56年 以前の 建築	耐震性を有する住宅		耐震性を有する住宅 計	耐震化率
				耐震性を有する	耐震性未確認		
戸建て	7,407	4,162	3,245	1,216	2,029	5,378	72.6%
共同住宅等	924	706	218	194	24	900	97.4%
合計	8,331	4,868	3,463	1,410	2,053	6,278	75.4%

図14 住宅の耐震化の現状推計

昭和57年以降 4,868棟 (58.4%) 戸建て 4,162 棟 共同住宅等 706 棟	耐震性を有する		耐震性を有する 6,278棟 (75.4%) 戸建て 5,378 棟 共同住宅等 900 棟
	昭和56年以前 3,463棟 (41.6%)	戸建て 1,216棟(37%) 共同住宅等 194棟(89%)	
戸建て 3,245 棟 共同住宅等 218 棟	耐震性未確認		耐震性未確認 2,053棟 (24.6%) 戸建て 2,029 棟 共同住宅等 24 棟
	戸建て 2,029棟(63%) 共同住宅等 24棟(11%)		

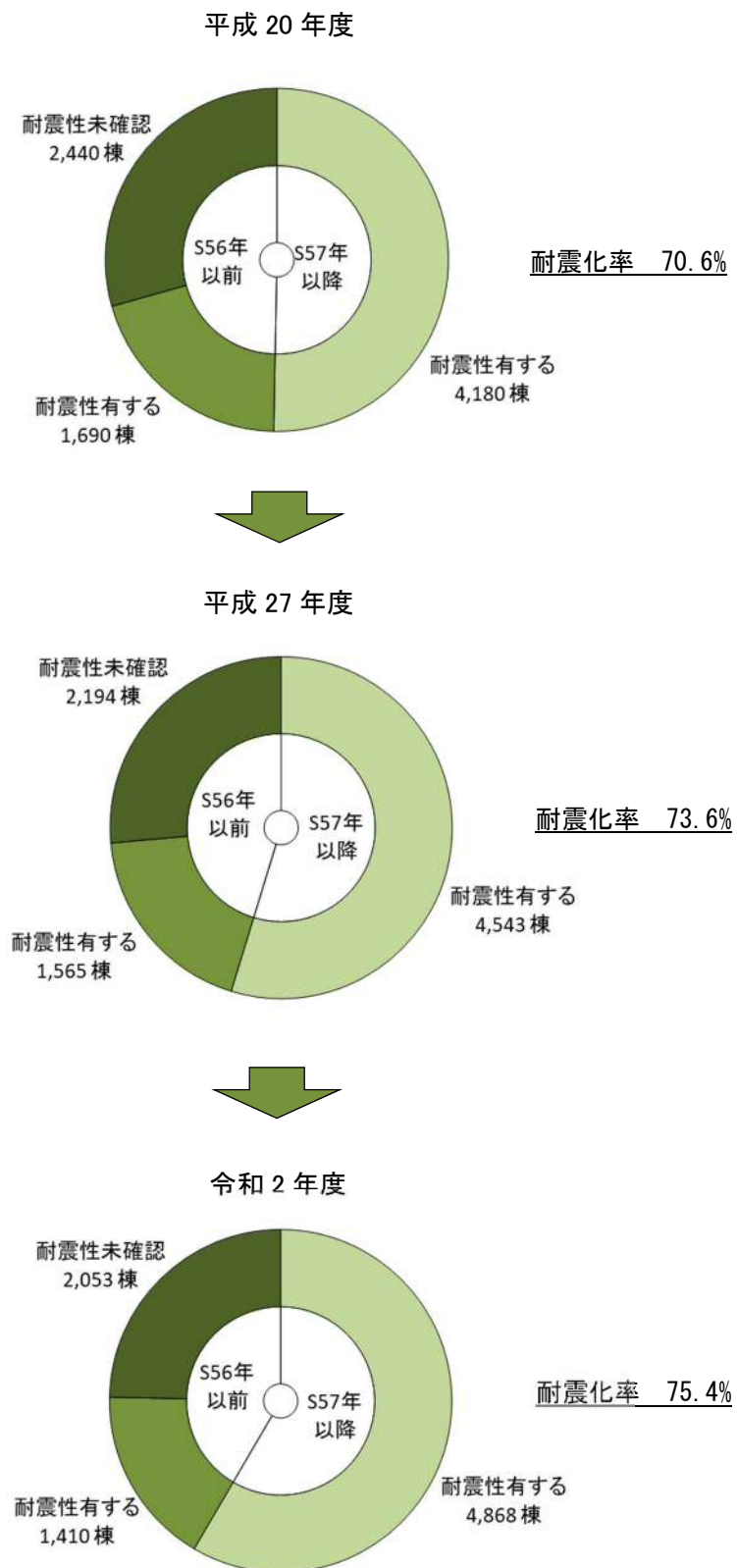
表9 住宅の耐震化率におけるこれまでの目標と現状

	住宅の耐震化率	
	現状	目標・実績比
平成20年度 耐震化率	70.6%	目標 90.0% (H27年度まで)
平成27年度 耐震化率	73.6%	対目標比 ▲16.4ポイント 目標 95.0% (R2年度まで)
令和2年度 耐震化率	75.4%	対目標比 ▲19.6ポイント 対H20年度比 4.8ポイント

対目標比＝現状－前計画の目標

対H20年度比＝R2年度の現状－H20年度の現状

図15 住宅の耐震化の状況



2. 住宅の耐震化の目標と実施棟数の考え方

本計画では、本市における住宅の耐震化の現況、道計画が設定した目標及び国の基本方針を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%にすることを目標とするとともに、令和12年度までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指し、耐震化への取組を進めます。

住宅の耐震化率の目標

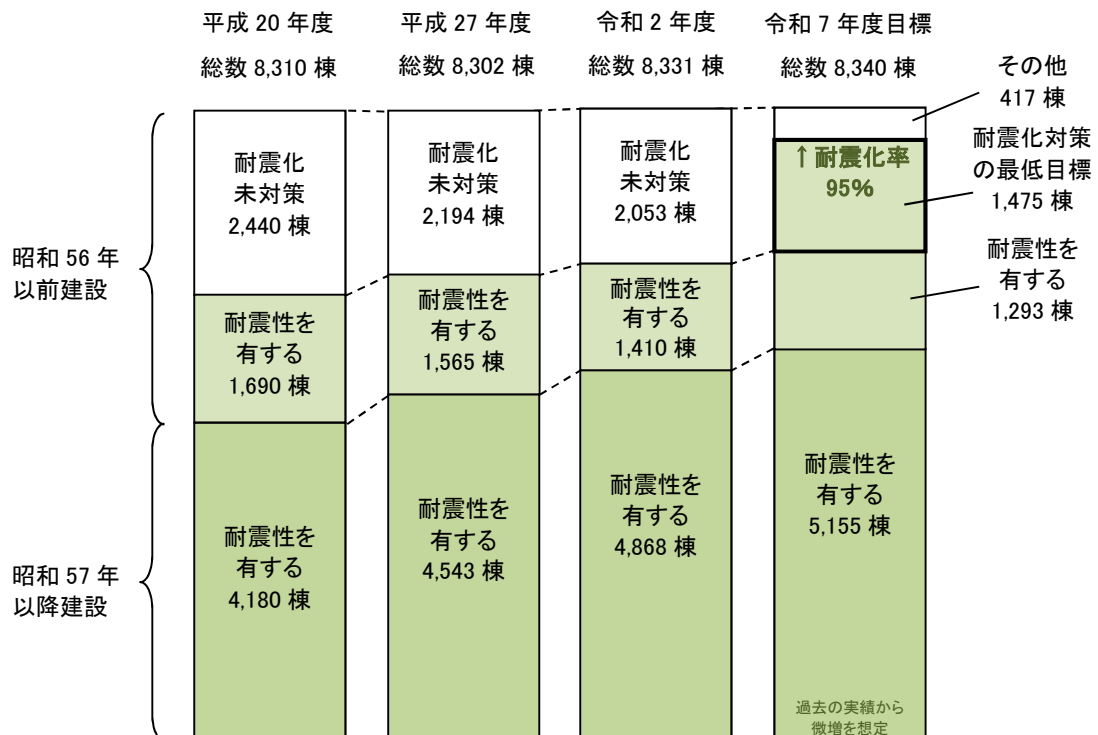
令和 7 年度：95%

令和 12 年度：おおむね解消

令和7年度までに耐震化率を95%とするためには、令和7年度に想定される住宅総数8,340棟に対して耐震性を有する住宅棟数を7,923棟にする必要があり、少なくとも1,475棟の住宅について、耐震性の確認や耐震改修等を実施することが必要となります。

なお、本市の世帯数の推移では、平成27年から減少傾向にあり、人口の減少を鑑みると、今後の世帯数はさらに減少するものと考えられますが、令和7年度目標の住宅棟数は、平成20年度から令和2年度までの実績により微増する想定で計算を行っています。

図 16 住宅の耐震化目標（令和 7 年度）



3. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

平成20年度に本計画を策定した時点における耐震改修促進法第14条第1号に掲げる一定規模以上の学校、病院、社会福祉施設、店舗など多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率については73.6%でした。

この間、平成28年度に計画を見直し、令和2年度までに耐震化率を95%にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできました。

令和2年度時点での市内の多数利用建築物は81棟あり、このうち耐震改修を行った建築物5棟を含めた72棟の建築物が耐震性を有していると推計され、耐震化率は88.9%となっています。

表10 多数利用建築物の耐震化の現状推計（公共建築物を含む）

（棟）

区分	総数	S57年 以降の 建築	S56年 以前の 建築	耐震性を有する		耐震性を有 する建築 計	耐震化 率
				耐震性を 有する	耐震性 未確認		
市内全数	81	67	14	5	9	72	88.9%

表11 多数利用建築物の耐震化率におけるこれまでの目標と現状

	多数利用建築物の耐震化率	
	現状	目標・実績比
平成20年度 耐震化率	73.6%	目標 90.0% (H27年度まで)
平成27年度 耐震化率	85.5%	対目標比 ▲ 4.5ポイント 目標 95.0% (R2年度まで)
令和2年度 耐震化率	88.9%	対目標比 ▲ 6.1ポイント 対H20年度比 15.3ポイント

対目標比＝現状－前計画の目標

対H20年度比＝R2年度の現状－H20年度の現状

図17 多数利用利用建築物の耐震化の状況

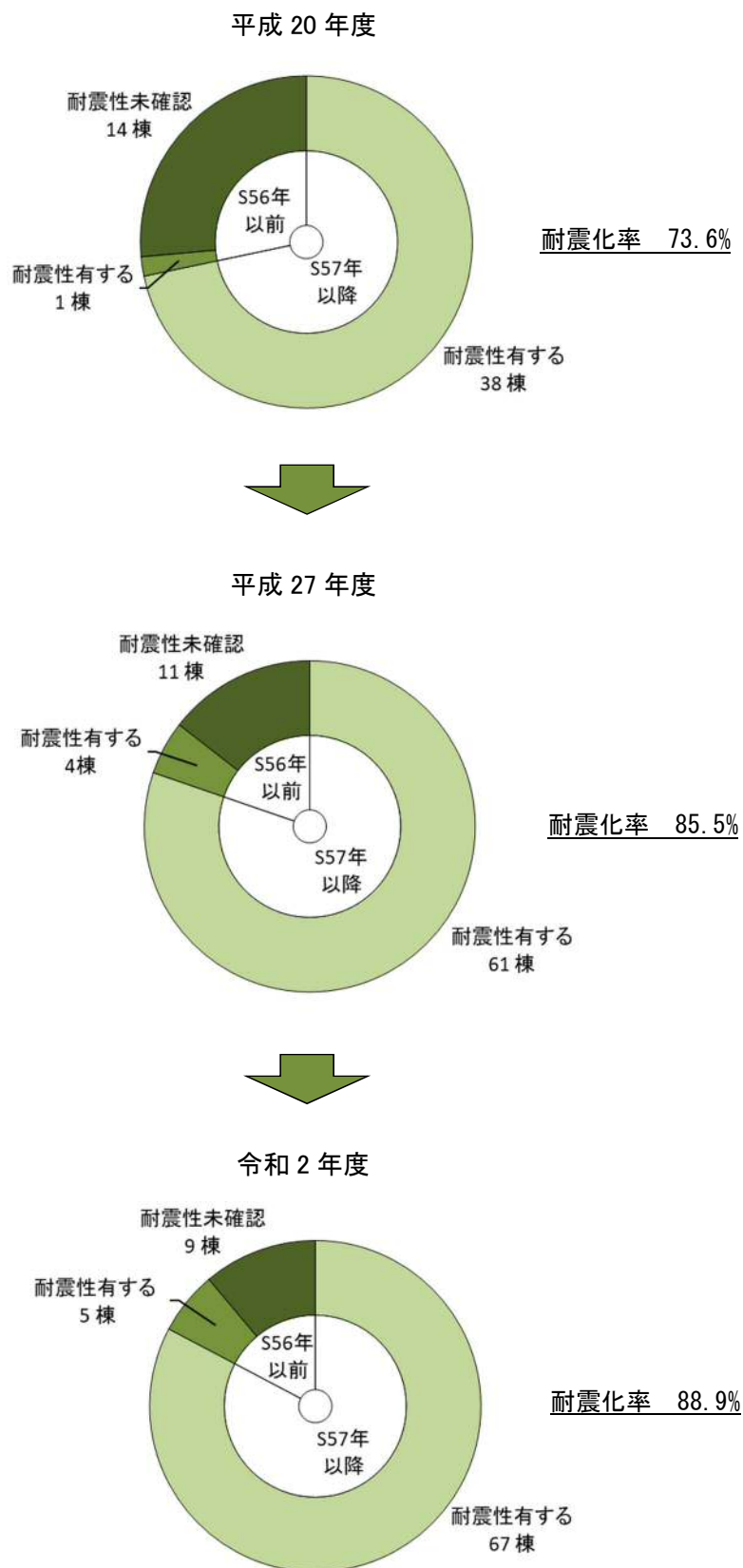


表 12 多数利用建築物等

用 途		多数利用建築物 (法第14条)	所管行政庁による 指示の対象となる 建築物 (法第15条)	耐震診断義務付け 対象建築物 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階 数 2 以上 かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階 数 2 以上 かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階 数 2 以上 かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階 数 3 以上 かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階 数 1 以上 かつ 1,000㎡以上	階 数 1 以上 かつ 2,000㎡以上	階 数 1 以上 かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階 数 3 以上 かつ 1,000㎡以上	階 数 3 以上 かつ 2,000㎡以上	階 数 3 以上 かつ 5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂			階 数 3 以上 かつ 2,000㎡以上	階 数 3 以上 かつ 5,000㎡以上
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階 数 3 以上 かつ 2,000㎡以上	階 数 3 以上 かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階 数 2 以上 かつ 1,000㎡以上	階 数 2 以上 かつ 2,000㎡以上	階 数 2 以上 かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階 数 2 以上 かつ 500㎡以上	階 数 2 以上 かつ 750㎡以上	階 数 2 以上 かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階 数 3 以上 かつ 1,000㎡以上	階 数 3 以上 かつ 2,000㎡以上	階 数 3 以上 かつ 5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵庫又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階 数 3 以上 かつ 2,000㎡以上	階 数 3 以上 かつ 5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階 数 1 以上 かつ 500㎡以上	階 数 1 以上 かつ 5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

4. 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標と実施棟数の考え方

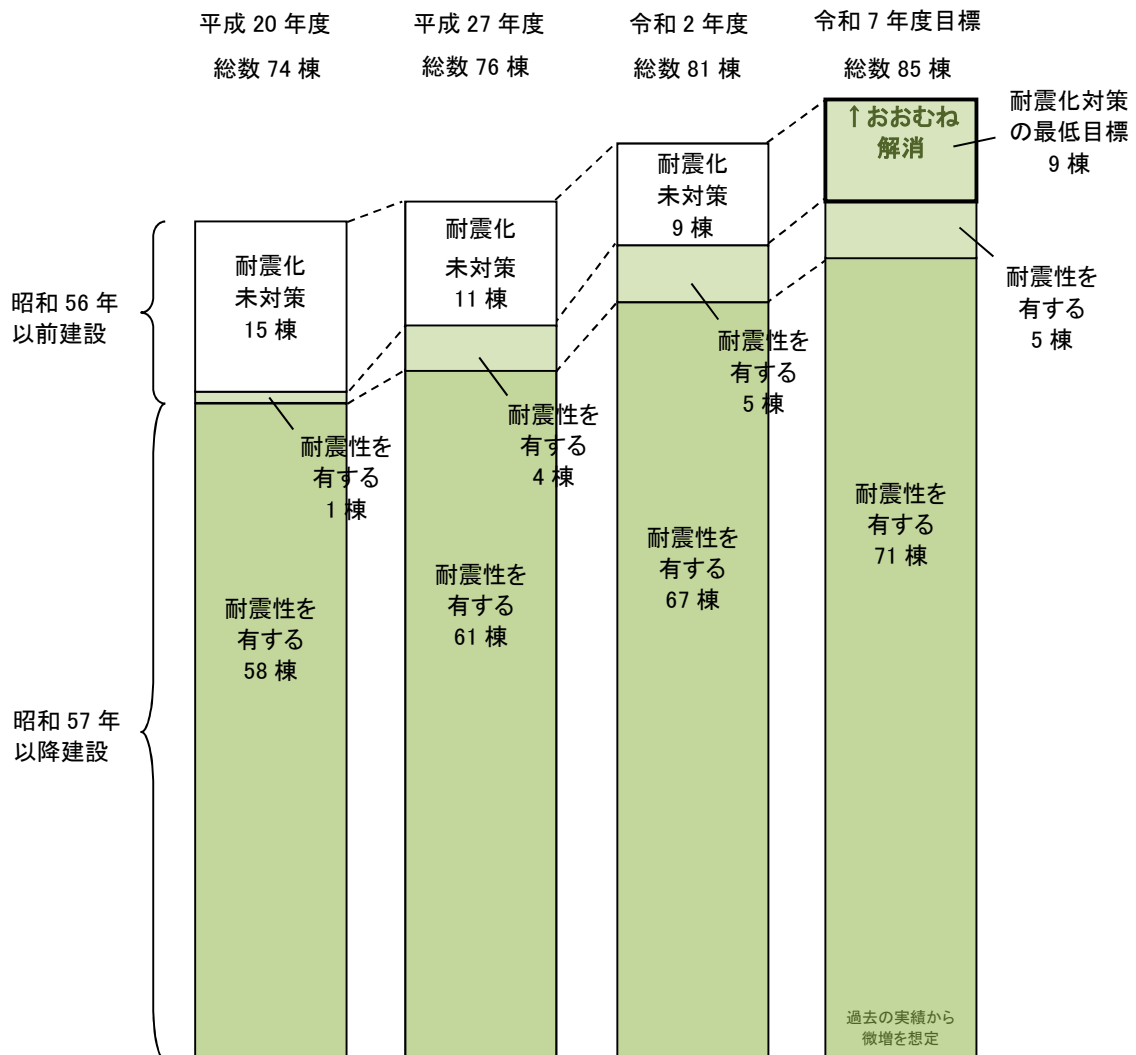
本計画では、本市における多数利用建築物の耐震化の現況、道計画が設定した目標及び国の基本方針を踏まえ、多数利用建築物の耐震化率を令和7年度までに「おおむね解消」することを目標とします。

多数利用建築物の耐震化率の目標

令和 7 年度：おおむね解消

令和7年度までに耐震性が不十分な多数利用建築物を「おおむね解消」とするためには、耐震性が未確認の9棟について、耐震診断・耐震改修等を実施することが必要となります。

図 18 多数利用建築物の耐震化目標（公共建築物を含む）

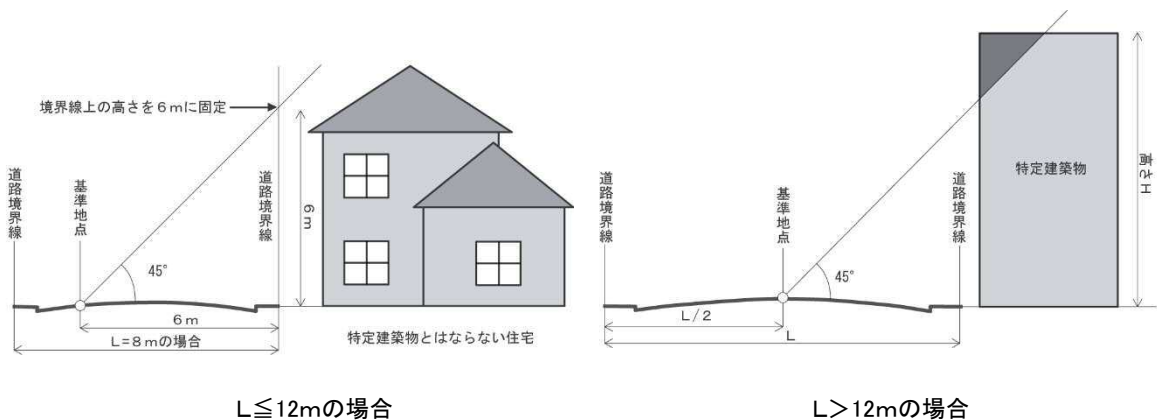


5. 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

本計画では、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（耐震改修促進法第5条第3項3号に規定する道路）及び富良野市地域防災計画において避難路として指定する道路を地震時に通行を確保すべき道路として指定しています。

地震時に通行を確保すべき道路の沿道にあって、昭和56年以前に建てられ、地震時の倒壊により避難を困難にするおそれのある建築物は、耐震改修促進法第14条第3号に規定する通行障害建築物として、耐震化を図る必要があります。

図 19 耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する通行障害建築物の考え方



耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する通行障害建築物は、地震時に通行を確保すべき道路の境界線までの水平距離に、当該全面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物となります。

- ・ 幅員 12m 以下の場合 6m + 全面道路までの水平距離
- ・ 幅員 12m を超える場合 全面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 全面道路までの水平距離

6. 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進

既存耐震不適格建築物とされる多数利用建築物のうち、病院、店舗、旅館などの不特定多数の者が利用する大規模建築物及び学校、老人ホームなどの避難弱者が利用する大規模建築物について、所管行政庁は、耐震改修促進法に基づき耐震診断結果の公表を行うものとされています。

7. 公共建築物の耐震化

(1) 特定公共建築物の耐震化

平成28年度に改定した本計画では、市が所有する公共建築物で多数の者が利用する建築物（以下「特定公共建築物」という。）が32棟あり、このうち、昭和56年以前に建設され、耐震性が不足または明らかでないものが5棟ありました。本市は、平成21年度から令和2年度までの間に、以下の5棟について耐震化を進めてきました。

表13 特定公共建築物のうち、平成21年度から令和2年度までの間に耐震化を進めたもの

施設名	所在地	耐震化の実施年度	構造	階数	延床面積
スポーツセンター サブアリーナ	桂木町 5 番	平成 21 年度 (耐震改修)	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	地上 2 階	1,401 m ²
ふれあいセンター	春日町 12 番	平成 23 年度 (耐震改修)	鉄筋コンクリート造	地上 2 階	1,559 m ²
富良野東中学校	瑞穂町 1 番	平成 24 年度 (耐震改修)	鉄筋コンクリート造	地上 3 階	4,198 m ²
樹海小学校	老節布	平成 26 年度 (耐震改修)	鉄筋コンクリート造	地上 2 階	1,866 m ²
東小学校	北麻町 8 番	平成 26 年度 (全面改築)	鉄筋コンクリート造	地上 2 階	5,478 m ²

令和2年度末時点での特定公共建築物は31棟あり、このうち、昭和56年以前に建設され、耐震性が不足または明らかでないものは以下の4棟となっています。

表14 特定公共建築物のうち、令和2年度末時点で耐震性が不足または明らかでないもの

施設名	所在地	建築年	構造	階数	延床面積
富良野市役所 本庁舎	弥生町 1 番	昭和 44 年	鉄筋コンクリート造	地上 3 階 地下 1 階	5,263 m ²
文化会館	弥生町 1 番	昭和 46 年	鉄筋コンクリート造	地上 3 階	3,784 m ²
富良野スポーツ センター	桂木町 5 番	昭和 49 年	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 2 階	3,357 m ²
樹海中学校	東山共栄	昭和 56 年	鉄筋コンクリート造	地上 3 階	1,947 m ²

※前計画（平成 28 年度改定）に記載の山部中学校は、令和 2 年 3 月 31 日閉校のため本表から削除

なお、富良野市役所本庁舎及び文化会館については、令和2年11月より庁舎・文化会館複合施設の建設工事を行っており、令和4年5月末に完成予定となっています。また、樹海中学校については、令和4年3月末に閉校予定となっています。

富良野スポーツセンターについては、耐震診断等を踏まえ、建替え、耐震改修の検討が必要となります。

（２）避難所・防災拠点建築物の耐震化

大規模な地震が発生した場合などの避難所として、学校や会館などの建築物が指定されています。また、災害応急対策の拠点となる重要な施設として、富良野市役所本庁舎、消防庁舎等があり、災害時の被害情報収集や災害対策指示などに活用されます。これらの建築物は、耐震化における重要度の高い施設であり、平常時の利用者の安全確保はもとより、災害応急対策の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震化に努める必要があります。

富良野市地域防災計画で避難所に指定されている建築物や防災拠点となる公共建築物は、耐震性が求められるべきものであり、耐震化に努めるとともに、指定する施設の見直しも検討します。

第5章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

1. 耐震化促進に向けた各主体の役割

(1) 所有者の役割

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制にもつながることを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めます。

(2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性が人命や財産に関わる重要な責任を負っていることを再認識し、住宅・建築物の所有者や地域社会との信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めます。

(3) 市の役割

市民の安全・安心を確保することは、市の重要な責務であり、相談体制の整備や適切な情報提供など、安心して耐震診断・耐震改修が行える環境整備や住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めます。

また、市は自ら所有・管理する住宅・建築物の耐震化に率先して取り組みます。

さらに、北海道及び関係機関・建築関連団体などと連携し、耐震化に関する技術の研究・開発の成果や最新の情報・知識の普及啓発に努めます。

2. 耐震化促進に向けた施策の基本的方向

本市は住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、住宅・建築物の所有者が自らの問題・地域の問題という意識のもと、地震防災対策に取り組んでいけるよう努めます。

施策の展開にあたっては、次の3つを基本的な柱として、国や北海道の補助金・交付金等の活用を図りながら効果的・効率的に実施します。

基本的な柱

- 1 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- 3 地震時の総合的な安全対策の推進

第6章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

1. 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表

市民の地震に対する心構えと防災意識の向上を図るため、本市で想定される地震による地区ごとの揺れやすさの度合いや建築物の倒壊する危険性を地震防災マップとして作成し、市のホームページなどで公表しています。地震防災マップについては、適宜内容の見直しを行い、情報の充実を図ります。

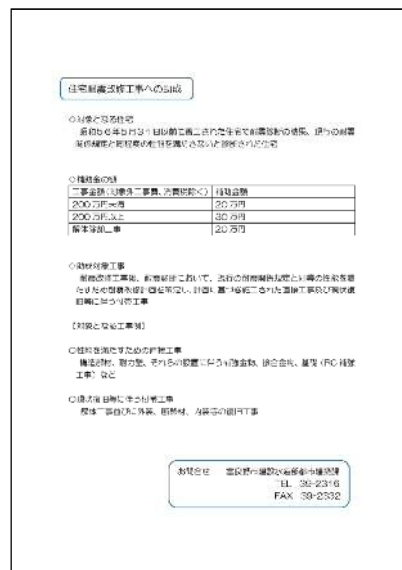
(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及のためのパンフレットの作成・配布

地震防災マップの公表とあわせて、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果について普及啓発を図る必要があります。このため、北海道発行の一般向けパンフレットや(一財)日本建築防災協会発行の「誰でもできるわが家の耐震診断」などのパンフレットを活用するほか、耐震化促進支援に関する内容を記載した普及啓発用パンフレット等を作成して配布するとともに、必要な情報提供などを行います。

図 20 一般向けパンフレット



図 21 耐震化促進支援パンフレット



また、耐震改修促進法では、建築物の耐震化を円滑に促進するため、耐震改修工事に係る容積率・建ぺい率の緩和などの各種認定制度が設けられています。本市では、住宅や建築物の所有者に対して、これらの認定制度の内容の周知、情報提供に努めていきます。

図 22 耐震改修促進法の改正による各種認定制度

■耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（法第 17 条） 所管行政庁から、耐震改修計画の認定を受けた建築物は、耐震改修で増築する場合は、容積率・建ぺい率の特例措置が認められ、これまで床面積が増加することにより採用できない耐震改修工事の拡大を図ることが可能 ■建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第 22 条） 所管行政庁から、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、広告等に耐震基準への適合認定を受けたことを表示することが可能 ■区分所有建築物の議決要件の緩和（法第 25 条） 所管行政庁から、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）は、大規模な耐震改修を行おうとする場合の議決要件が 3/4 以上から 1/2 超に緩和（建物の区分所有権に関する法律の特例）	〈耐震基準適合認定表示制度〉  基準適合認定建築物 この建物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。 建築物の名称 建築物の位置 認定番号 認定年月日 認定者
--	--

（３）耐震改修等に係る普及啓発

建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）やイベントなどの機会を活用し、必要に応じて、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発を図ります。

また、リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合せて耐震改修が行われるよう、所有者に対する耐震化の普及啓発を図ります。

（４）町内会・自主防災組織等との連携

地震防災対策は、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。このため、町内会・自主防災組織等に対して普及啓発用パンフレットの配布を行うなど、耐震診断や耐震改修の普及啓発を行います。

2. 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援や環境整備

(1) 耐震診断・耐震改修等に係る相談体制の継続

既に開設している耐震診断・耐震改修の相談窓口において対応を図り、引き続き耐震診断・耐震改修の方法や支援制度、表示制度、緩和措置の説明などを行います。

(2) 耐震診断・耐震改修等に係る情報提供の充実

市のホームページや広報ふらのを活用し、地震防災対策に関する普及啓発や、税制優遇措置の紹介など、耐震診断・耐震改修に係る情報提供の充実に努めます。

また、耐震診断・耐震改修は専門知識が必要なため、北海道及び関係機関・建築関連団体などが開催する技術者講習会などの案内・紹介を行い、積極的な参加を促します。

(3) 耐震診断・耐震改修促進のための所有者への支援

住宅・建築物の耐震化は、所有者が責務として実施することが基本ですが、住宅については、市民生活の基盤としてストック数が多いこと、また、耐震化のための改修費用が経済的に負担となることが考えられ、耐震診断・耐震改修の促進を図るための所有者への支援を行う必要があります。

支援策としては、北海道による戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断を活用するとともに、本市が国や道の支援制度による交付金等を活用して創設した補助制度により、所定の要件を満たす住宅の耐震改修工事に要した費用の一部の補助及び昭和56年5月31日以前に着工された住宅の解体除却工事の一部の補助を行います。

なお、多数利用建築物や住宅以外の用途の建築物の所有者に対しては耐震診断・耐震改修の普及・啓発を行い、その支援についても検討を行います。

(4) 専門技術者育成のための講習会の開催

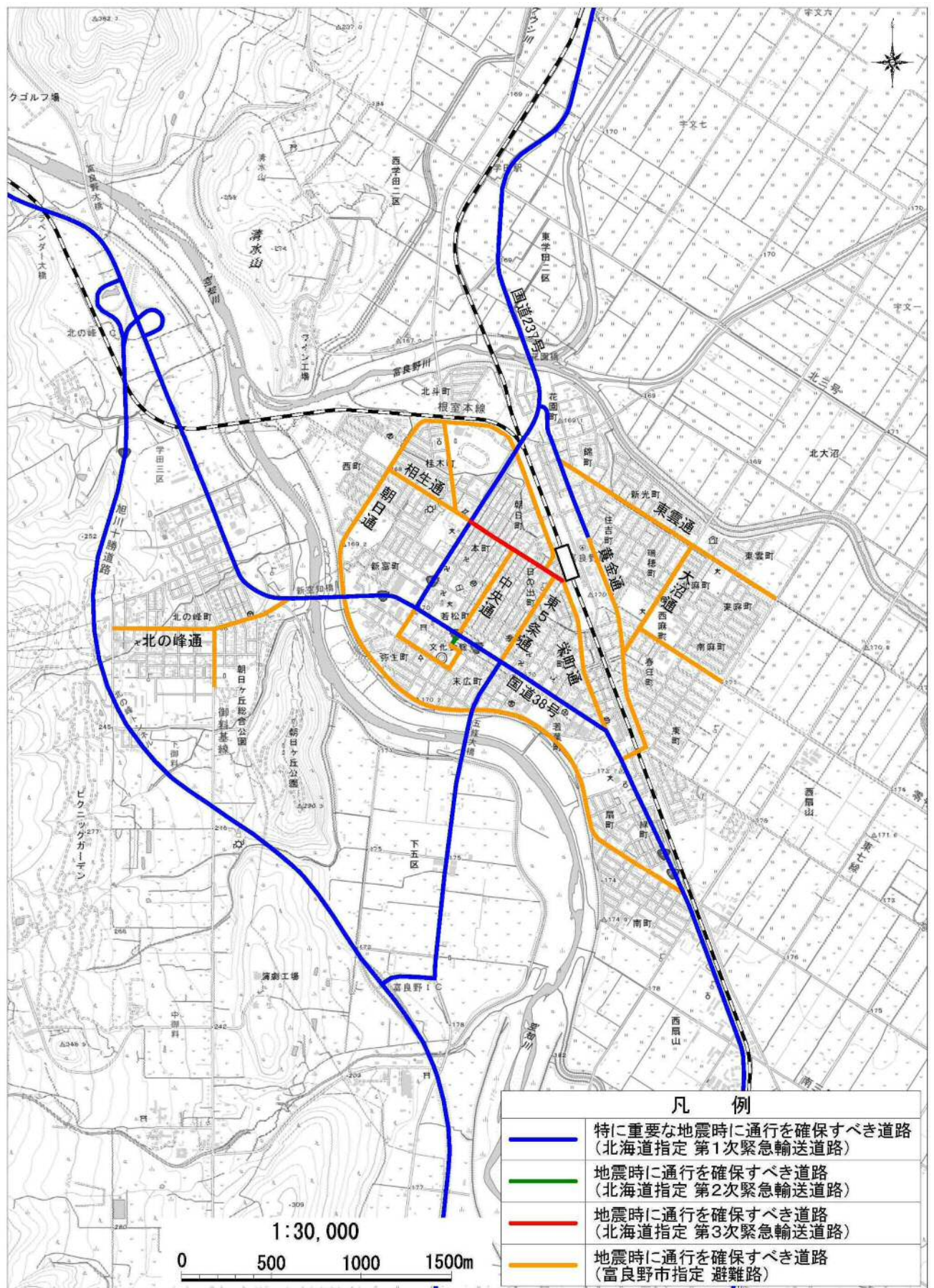
専門技術者に対する講習会において、耐震診断・耐震改修に関する知識の普及を図り、専門技術者の技術の向上を目指します。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路及び富良野市地域防災計画において避難路として指定する道路を地震時に通行を確保すべき道路として指定します。

地震時に通行を確保すべき道路の沿道にある昭和56年以前に建設された旧耐震基準の建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さを有するものは、地震による倒壊で道路を閉塞させ、避難を困難にするおそれがあることから、耐震改修促進法第14条第3号に規定する特定既存耐震不適格建築物として、耐震診断・耐震改修に向けて普及・啓発に努めます。

図 23 地震時に通行を確保すべき道路



3. 地震時の総合的な安全対策の推進

(1) 総合的な建築物の安全対策促進

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。このため、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を促進していきます。

(2) 狭隘道路等

幅員4m未満の狭隘道路は、地震や火災などの災害時に、建築物やブロック塀などの倒壊等によって道路の閉塞や消火・救急活動に支障をきたすおそれがあります。

過去の調査により把握した狭隘道路上にある建築物や障害物が撤去されたことにより、4m以上の幅員が確保された場合には、道路台帳の更新を行います。

また、私道については、必要に応じ調書等の更新を行うとともに、道路としての機能が保たれるよう啓発に努めます。

(3) 富良野市地域防災計画への反映

「富良野市地域防災計画」は、災害対策基本法の第42条に基づき富良野市防災会議が作成する計画であり、自然災害や事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市をはじめ、市民及び防災関係機関が全力をあげて予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的としています。

この計画のなかで策定した震災対策計画は、富良野市において発生する地震災害に対処するための総合的な防災対策を定めたものであり、今後も新たな情報を加味した計画とするよう見直しを行います。

4. 耐震化を優先する建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定する震災時に救護拠点となる病院や災害時要配慮者が利用する施設などの防災対策上重要施設など、多数の者が利用する建築物、同条2号に規定する危険物を取り扱う建築物、同条3号に規定する地震時に通行を確保すべき道路に指定された沿道の通行障害建築物、地域防災計画に規定する避難所の民間建築物の所有者などに対し耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を行います。

5. 公共建築物の耐震診断実施状況、実施結果の公表

市が所有する特定公共建築物、災害時要配慮者が利用する防災対策上重要な公共建築物などについて、耐震診断や耐震改修を実施した場合、その都度結果を公表します。

第7章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について

1. 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

このため、建築基準法第6条1項4号に規定する建築物の所管行政庁（限定特定行政庁）である本市は、それ以外の建築物の所管行政庁である北海道と連携し、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等については、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言、指示を行う必要性が高いものです。

このため、当該建築物の所管行政庁である北海道は国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、建築物の所有者に対して必要な指示を行い、本市は北海道に協力し連携することとします。

2. 建築基準法に基づく勧告等又は命令

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに、その所有者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づく命令を行います。

また、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに同条第3項の命令を行います。

本市は、建築基準法第6条1項4号に規定する建築物に対して、損傷、腐食その他の劣化等を勘案し、そのまま放置すれば大きな被害が想定される場合には、必要な勧告等を行うことにより、安全性の確保に努めます。

3. 北海道との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

本市においては、北海道と連携を図りながら、建築基準法に基づく勧告、是正命令等の書式整備、具体的な取組方針等を定めるなど、住宅や建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図るために指導等を進めていきます。

第8章 計画の推進に関する事項

1. 北海道及び関係団体との連携について

平成18年3月、北海道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しました。

本計画に掲げた耐震化への施策に対する方策、北海道、他の市町村及び建築関係団体等の取組を連絡協議するため、定期的に開催する当該会議を活用して、住宅・建築物の耐震化に向け連携して取り組んでいきます。

2. 本市の計画推進体制について

本計画の推進に当たっては、関係部局による「富良野市耐震改修促進会議」を開催し、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた全庁的な対応の協議を行い、所管する公共建築物及び民間建築物の耐震化など、計画の着実な推進を図っていきます。

富良野市耐震改修促進計画

平成 2 1 年 3 月

平成 2 9 年 3 月 改定

令和 4 年 3 月 改定

富良野市建設水道部都市建築課

富良野市弥生町 1 番 1 号

tel 0167-39-2316

fax 0167-39-2332